

オーパス・システム利用者 各位

公園課

大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム（オーパス・システム）に係る
利用料金の取扱いについて（お知らせ）

平素は、大阪府営公園をご利用いただき、ありがとうございます。

大阪府では、平成25年度から各公園において利用料金制（※1）を導入しています。

口座振替によりスポーツ施設の利用料を徴収できなかった場合、指定管理者（※2）がその利用料を請求することとなります。請求方法や支払方法等は、各公園の指定管理者によって異なります。お支払いの際、別途手数料等がかかる場合がありますので、ご了承願います。

※1 利用料金制：テニスコートや野球場等のスポーツ施設の利用料を指定管理者（※2）の収入として取扱うしくみ。

※2 指定管理者：大阪府が期間を定めて指定し、府営公園の管理を委託している団体

記

【各公園の連絡先】

公園名	指定管理者名	連絡先
服部緑地	服部緑地スマイルパートナーズ	服部緑地管理事務所 06-6862-4945
寝屋川公園	寝屋川公園指定管理グループ	寝屋川公園管理事務所 072-824-1685
深北緑地	深北緑地パートナーズ	深北緑地管理事務所 072-877-7471
久宝寺緑地	都市公園久宝寺緑地指定管理共同体	久宝寺緑地管理事務所 072-992-2694
住之江公園	都市公園住之江公園指定管理共同体	住之江公園管理事務所 06-6685-9521
住吉公園	都市公園住吉公園指定管理共同体	住吉公園管理事務所 06-6671-2292
大泉緑地	大泉緑地指定管理グループ	大泉緑地管理事務所 072-259-8600
浜寺公園	浜寺公園指定管理グループ	浜寺公園管理事務所 072-262-6300
二色の浜公園	二色の浜リバイバル・プロジェクトグループ	二色の浜公園管理事務所 072-436-2404
蜻蛉池公園	住友林業緑化株式会社	蜻蛉池公園管理事務所 072-441-8451

（注1）オーパス・システムの登録料、更新料が口座振替により徴収できなかった場合には、従前どおり大阪府から請求させていただきます。

（注2）口座振替により登録料、更新料及び利用料等の料金を徴収できなかった場合、あなたのオーパス・システムの利用を停止します。大阪府営公園の全施設の料金に未納がないことを確認できた後、オーパス・システムの利用停止を解除いたします。

システム停止前に利用申請された施設につきましては、そのままご利用いただけます。ただし、登録料が徴収できなかった場合は、利用停止した翌月以降の施設予約がある場合、すべて取消します。また、キャンセル等の操作が必要な場合は、施設予約をしている公園へ連絡してください。なお、テニスコートは3日前、その他の施設については10日前までにご連絡の無い場合は、利用料が発生します。